

告示第 38 号

太子町児童育成支援拠点事業補助金交付要綱を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町児童育成支援拠点事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）を実施する者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付する太子町児童育成支援拠点事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、太子町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 1 号。以下「交付規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業は、児童育成支援拠点事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）、児童育成支援拠点事業ガイドライン及びその他関連する法令を遵守し実施されるものとする。

(対象事業者)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業者は、太子町児童育成支援拠点事業の届出に関する要綱（令和 8 年告示第 22 号）第 2 条に定める届出を行う、町内で事業を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人等であり、前条の事業を適切に行うと町長が認めた事業者とする。

2 交付対象事業者は、中学校区に 1 箇所程度とする。

(支援対象者)

第 4 条 本事業の支援対象者は、町内に居住し、国実施要綱 4 対象者に規定する者のうち、法第 21 条の 18 第 1 項の規定による利用勧奨を行い、町長が本事業の利用が必要と認めた者とする。

(交付対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に定める経費とする。ただし、前条の支援対象者以外に係る経費、車両の購入費等の資産形成となる経費、車検代等の資産維持のための経費その他町長が適当でないと認める経費は除く。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、国交付要綱別紙3基準額欄に定める額と、事業に必要な経費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付手続等)

第7条 補助金の交付手続等に関しては、交付規則に準じ、これを行う。

2 町長は、交付規則第12条第2項の規定による補助金の交付を行うときは、これを四半期に分割して交付することができる。ただし、町長が必要と認めるときは、別に定めるところにより交付することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。